

○大府市青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項の青年等就農計画（以下「計画」という。）の認定に関し、法及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青年等 次のいずれかに該当する者をいい、農業経営の開始時の年齢で判断する。ただし、法人にあっては、登記日における役員の年齢で判断する。
 - ア 18歳以上45歳未満の者（地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満の者）
 - イ 65歳未満の者であって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - (イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - (ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - (エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
 - ウ ア又はイに掲げる者であって、法人が営む農業に従事すると認められるものが役員の過半数を占める法人
- (2) 申請者 市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等、過去に農業従事の経験があるが現在は農業以外の職業に従事している者であって新たに農業経営を営もうとする者及び農業法人等の従業員として現に農業に従事している者を含む。）で、計画の認定を受けようとする者をいう。

(申請等)

第3条 申請者は、青年等就農計画認定申請書（第1号様式）及び青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて（第2号様式）を市長に提出するものとする。ただし、本市以外の市町村において既に計画の認定を受けている場合には、認定申請書に既に認定を受けた計画及び当該計画に係る認定書を添付して市長に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者は、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営の経営収支に関する帳簿を整備するとともに、自己の預貯金口座を開設しなければならない。

- (1) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合
- (2) 農業経営の継承者が親族の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する場合

合

3 次の各号のいずれにも該当する場合は、複数の申請者が、計画の認定の共同申請をすることができる。

- (1) 申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。
- (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、当該農業経営から生ずる収益が申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について申請者の全ての合意により決定することが、家族経営協定等の取決めに定められていること。
- (3) 前号の家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

（認定基準）

第4条 次の要件を満たす計画について認定するものとする。

- (1) 市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし、適切なものであること。
- (2) 達成される見込みが確実であること。
- (3) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (4) 第2条第1号イに該当する申請者の場合、その有する知識及び技能が計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

（審査等）

第5条 市長は、第3条に規定する申請があった場合は、前条に規定する基準に従い、その内容について審査する。

2 前項の規定による審査に当たっては、大府市農業委員会、あいち知多農業協同組合及び知多農林水産事務所に意見を聴取するものとする。

3 市長は、審査の結果、計画を認定する場合は、青年等就農計画認定書（第3号様式）を第3条の規定により申請した者に交付するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 市長が認定した計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した者にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による申請に基づき計画を認定した場合又は第9条第2項の規定により計画の変更を認定した場合の有効期間は、既に認定されている計画の有効期間に準ずる。

（報告）

第7条 計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）のうち、認定後に農業経営を開始するものは、農業経営開始後直ちに農業経営開始報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（計画の通知）

第8条 市長は、第5条第3項又は次条第2項の規定により認定を行った場合、大府市農業委員会、関係市町村、知多農林水産事務所、公益財団法人愛知県農業振興基金及び大府市営農業振興対策協議会に対して、当該認定を行った旨を、認定した計画の写しを付して通知するものとする。

(計画の変更)

第9条 認定新規就農者が、認定された計画について、次に掲げる事項を変更する場合は、青年等就農計画変更認定申請書(第5号様式)を市長に提出し、当該変更について認定を受けなければならない。

- (1) 営農部門
- (2) 就農地
- (3) 所得目標又は年間農業従事日数(2割以上の増減を伴うもの)
- (4) 申請者(共同経営者を追加又は削除する場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、審査の結果、計画の変更を適当と認める場合は、当該計画の変更を認定し、青年等就農計画変更認定書(第6号様式)を認定新規就農者に交付するものとする。

3 前項の審査については、第4条及び第5条第2項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定の有効期間であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する認定基準を満たさないと認められるに至った場合
- (2) 計画に従って就農していないと認められる場合
- (3) 計画の認定を受けた法人が、第2条第1号ウに掲げる要件を満たさなくなった場合

2 前項の規定による認定の取消しに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)で定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

3 市長は、認定の取消しを行う場合は、青年等就農計画認定取消通知書(第7号様式)を当該取消しに係る認定新規就農者に交付するものとする。

(認定の失効)

第11条 認定新規就農者が計画の有効期間内に農業経営改善計画(法第12条の農業経営改善計画をいう。以下同じ。)の認定を受け、認定農業者となった場合は、経営改善計画の認定の日をもって、当該計画の効力を失ったものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、計画の認定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

青年等就農計画認定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日			
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)					
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状		目標 (年)	
	年間農業所得	千円		千円	
	年間労働時間	時間		時間	
農業 経営 の 規模	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
経営面積合計					

に 関 す る 目 標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (年)		
	所有地							
	借入地							
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)		
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
	作 業 受 託	作目		作業	現状		目標 (年)	
		単純計						
		換算後						
農畜産物の 加工・販売そ の他の関連 ・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)			
生 産 方 式 に 関 す る 目 標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数						
		現状			目標 (年)			
経営管理に 関する目標								

農業従事の態様等に関する目標							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費	資金名等
				年 月		千円	
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
			(代表者)	担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
			延べ人数	現状	人	見通し	人

○農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。

3 就農時の就農地等

- ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
- イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
- ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の口内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

- (ア) 「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ) 「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
- エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。

4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

- ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。

- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面

積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

(備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
 水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

大府市は、青年等就農計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大府市個人情報保護条例（平成17年大府市条例第3号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、大府市は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、青年等就農計画の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定新規就農者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③青年等就農計画の認定の有効期間、④青年等就農計画の内容、⑤青年等就農計画の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

住所

氏名（名称・代表者）

第3号様式（第5条関係）

青年等就農計画認定書

第 号
年 月 日

殿

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、大府市青年等就農
計画認定要領第5条第3項の規定に基づき、適当であると認定します。

大府市長

認定番号 : 第 一 号
認定日 : 年 月 日
認定の有効期間 : 年 月 日まで

年 月 日

農業経営開始報告書（認定新規就農者用）

大府市長 殿

住所
氏名

次のとおり農業経営を開始したので大府市青年等就農計画認定要領第7条の規定に基づき、報告します。

記

- 1 農業経営開始日
年 月 日
- 2 青年等就農計画認定書の記載内容
 - (1) 認定番号： 号
 - (2) 認定日： 年 月 日
 - (3) 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 3 農業経営を開始した時期を証明する書類
(添付書類名)

第5号様式（第9条関係）

青年等就農計画変更認定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地		農業経営開始日			
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)					
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状		目標 (年)	
	年間農業所得	千円		千円	
	年間労働時間	時間		時間	
農業 経営 の 規模	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				

に 関 す る 目 標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標 (年)		
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作 業 受 託	作目		作業	現状	目標 (年)	
		単純計					
		換算後					
農畜産物の 加工・販売そ の他の関連 ・附帯事業	事業名	内容	現状	目標 (年)			
生 産 方 式 に 関 す る 目 標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標 (年)		
	経営管理に関する目標						

農業従事の態様等に関する目標							
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期		事業費	資金名等
				年 月		千円	
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
			(代表者)	担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
			延べ人数	現状	人	見通し	人

○農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の口内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

 - (ア) 「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (イ) 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - (ウ) 「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。

4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

- ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面

積÷作業数」により換算した面積を記載する。

エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。

6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。

7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。

9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

(備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
 水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

第6号様式（第9条関係）

青年等就農計画変更認定書

第 号
年 月 日

殿

あなたから 年 月 日に変更認定申請のあった青年等就農計画は、大府市青年等就農計画認定要領第9条第2項の規定に基づき、適当であると認定します。

大府市長

認定番号： 第 一 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

第7号様式（第10条関係）

青年等就農計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

大 府 市 長

農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項の規定により、以下の青年等就農計画について、認定を取り消しましたので通知します。

認 定 番 号 : 第 一 号
認 定 日 : 年 月 日
認 定 の 有 効 期 間 : 年 月 日まで

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）から1年以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。